

陳 情 人 宇都宮市住吉町1-10

栃木県保険医協会

会長 長 尾 月 夫

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情

1 陳情の要旨

2024年12月から始まる健康保険証の廃止を中止し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証との両立を求めるように、国に意見書を提出してください。

2 陳情の理由

政府は、2023年6月2日に改正マイナンバー法を可決・成立させました。この法案を経て、マイナンバーカードに保険証機能(以下、マイナ保険証)を持たせ、従来の保険証は2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードを作成しない、あるいは発行できない国民には資格確認書を発行する方針が出されています。

マイナンバーカードに関する広報やキャンペーンは幅広く行われ、数兆円ほどの予算が投じられました。その成果として、総務省によれば2023年12月時点でマイナンバーカードの発行枚数は、日本国民の約80%近くであるという事が発表されています。しかし、一方で受診時によるエラーや別人の個人情報が出るなど、マイナ保険証をめぐるトラブルは連続的に発生しました。

武見敬三厚労大臣は4月9日の記者会見で、2024年3月のマイナ保険証の利用件数が初めて1千万件を超えたと発表しました。しかし、マイナンバーカードを保険証として使用しているのは僅か5.47%に留まり、このまま12月に健康保険証が廃止されると医療機関や自治体の担当窓口での混乱は避けられないと思われます。

また、国の推進により、マイナ保険証を使用できる医療機関は全国で約91%と大幅に増加しましたが、一方で地域の医療を支える小規模の

病院や診療所の中には、人員確保やオンライン回線の開通をはじめとした施設整備などに、対応しきれない医療機関が生まれました。突然の義務化と情報漏洩・セキュリティ対策の不安により、地域住民の健康を支える「かかりつけ医」となる医療機関が閉院を決定したという声も一定数存在します。

多額の予算と力をかけて推進したマイナ保険証制度は、カード自体の普及率が上昇しても相次ぐトラブルによって使用率は国が想定するようには高まっていない状況です。さらに地域医療の質を下げることに繋がる恐れがあり、市民の生活の大きな問題に発展しかねません。マイナ保険証を作ることができない人には、紙の資格確認書で対応、そして使用時にエラーが出た際には、結局は健康保険証に頼らざるを得ない現状において、健康保険証の廃止とマイナ保険証の一律使用を2024年内で完全実施するのはあまりにも強引です。このまま進めば、市民をはじめとした国民に混乱をきたすことは必至です。国に対して、当面の間マイナ保険証と現行の保険証の両立をするよう、佐野市として意見書を提出いただくよう要望いたします。